

浪江町高瀬浄化センター清掃業務委託 特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、浪江町高瀬浄化センター清掃業務を行うものである。

2. 適用範囲

本特記仕様書は、共通仕様書(土木工事編、業務委託編)、下水道管路管理積算資料に優先する。

本仕様書に定めがない事項又は設計図書に疑義を生じた場合は、監督員と協議するものとする。

3. 業務履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4. 履行場所

本業務の履行場所は別紙及び浪江町役場住宅水道課とする。

5. 関係提出書類

本業務の着手にあたって提出する書類は、次のとおりとする。

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 主任技術者及び管理技術者届

6. 車両規格

施工内訳表に記載の車両規格は想定であり、規格等を指定するものではない。ただし、これと異なる規格の車両を使用する場合は契約の目的に対して適切であることを前提とし、監督員の承諾を要する。

7. 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。

8. 建設副産物の処理方法

建設副産物は、下記の方法で処理するものとする。

記

建設副産物名	処 理 方 法	処理場所
汚泥	汚水処理場へ搬入	浪江浄化センター

ここで明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を要し、設計変更の対象とはしない。搬入量は 90 m³/h を限度とし、町職員若しくは浄化センター維持管理業務委託受注者の立会を要する。また、汚泥受け入れを証明する書面を都度監督員に提出するものとする。

9. 完納後の訂正

成果品の完納後といえども内容の誤りや、不備不良な点が発見された場合は、受注者の責任において速やかに補正・訂正を施すものとする。

10. 疑義

本業務の実施にあたって、仕様書に明示なき事項その他疑義のある場合は、発注者、受注者の協議の上、発注者が決定し受注者はその指示に従うものとする。

11. 著作権

本業務に基づき作成された成果品の権利は、発注者に帰属するものとする。

なお、成果品とは作成電子データも含むものとするが、受注者が従来より著作権を有しているもの及び、業務委託実施上利用するために独自に創作したシステム及び、プログラムは除くものとする。

12. 打ち合わせ

業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに提出する。

13. その他

本特記仕様書中の承認、承諾、協議、記録、提出、またそれに付随する協議等は全て書面（メールを含む）により行うこととする。また、工事利害関係者(沿線地権者、住民を含む)との連絡協議は受注者が行うものとする。

14. 変更契約

変更契約に影響を及ぼす事柄が発生した場合、発生から 3 勤務日以内に協議することを要する。

15. 打ち合わせ

打ち合わせ回数は3回（受注当初、中間（必要に応じて）、成果品納入時の検査員検査）を想定している。

16. 立会

監督員の立会確認は段階確認は不要とし、資機材検査（車両規格の確認）、現地業務実施後の実施結果に対して行う監督員検査（書類および現地）のみを想定している。ただし、受注者からの立会（確認）要求を妨げるものではない。

17. 成果品

報告書 2部（電子データ含む）

汚泥受け入れ証明書の添付を必須とする。